

# 消費生活情報

～未成年者契約の取り消し～

## 相談内容

19歳の弟が、ショッピングモール内の店舗で呼び止められ、タブレット機器付きのプロバイダ契約を結んだ。契約期間は24か月で毎月数千円の支払いである。弟は大学生で、親からの小遣いで生活している。親は既にスマートフォンを与えており、契約を認めないと言っているが、取り消しは可能だろうか？

(20歳代・女性)

## アドバイス

現行の民法では満20歳に達しない者は未成年者ですが、結婚した者は成年者とみなされます。今回の相談者の弟は未婚であり、未成年者として扱われます。未成年者が契約をする場合は、法定代理人(通常は親権者)の同意が原則必要であり、

負担なく解決しました。

## トラブル防止のポイント

幼児や小中学生でも親のスマートフォンから、勝手にオンラインゲームなどを利用し高額な請求を受けるケースがあります。

また支払いのためクレジットカードカード情報を無断登録した場合、後で親の管理責任を問われることもあります。トラブル防止のポイント

は、次のとおりです。  
▽小遣いを与えている場合は、あらかじめ親子間で使える範囲を決めておく。  
▽親のスマートフォンなどはパスワードを設定してむやみに子どもに使わせない。  
▽クレジットカードの管理を徹底する。

## 府中市消費生活センター (☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

### 相談日

毎週月・火・木・金曜日  
10時～12時、13時～16時  
※祝日・年末年始は除く。

## 上下町民会館で 消費生活出張相談

### 相談日

4月26日(水)13時～16時  
※4月21日(金)の16時まで  
に、消費生活センターに電話で予約してください。

4月2日は国連の定めた世界自閉症啓発デー  
4月2日～8日は発達障害啓発週間

## 発達障害のこと、 考えてみましょう

発達障害には、自分の興味のあることを一方的にしゃべる、音や光などの感覚に敏感、考えるより先に動いてしまうなどの特性があります。人によって現れ方はさまざまです。特性からくる生活のしづらさを持っている人たちに気付き、対応や環境を工夫することも必要です。

### ■私たちができる工夫や環境づくり

- ▷曖昧な表現やたくさんの情報は受け止めにくいので、具体的に短い文章で話をする。
- ▷急な変化は受け止めにくいので、前もって予定を伝えておく。
- ▷周囲を整理整頓して、気が散らないように環境を整える。
- ▷視覚で確認できるよう、順番や手順を写真やカードで提示する。



### ■一人で悩まず相談しよう

- ▷子育て・子どもの発達の相談…女性こども課 (☎43-7217)
- ▷福祉制度の利用や手続きの相談…地域福祉課 (☎43-7148)
- ▷精神保健福祉に関する相談…健康医療課元気づくり係 (リ・フレ内・☎47-1310)

### 図書館に特集コーナーを設置

タイトル 発達障害のこと 知っていますか？

期間 4月10日(月)まで

ところ・問い合わせ先 府中市立図書館本館 (☎43-4343)